

記載要領等	結婚・子育て資金非課税取消申告書
-------	------------------

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書若しくは追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 2 項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があったこと若しくは民法第 424 条第 1 項の規定による取消権の行使があったこと（以下「取消し」といいます。）により当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなった場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

- 1 「受贈者」の欄の
 - (1) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載してください。
 - (2) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載してください。
- 2 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。
- 3 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金非課税申告書等に租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記《使用目的等》の遺留分侵害額の請求（以下「取消し等」といいます。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。
- 4 「非課税拠出額減価額に関する事項」の欄の
 - (1) 「非課税拠出額減価額」の項には、上記 3 の非課税拠出額のうち取消し等が行われた額を記載してください。
 - (2) 「取消年月日」の項には、上記 4 (1) の取消し等が行われた年月日を記載してください。
- 5 「非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となった事情の詳細及びその年月

＜結婚・子育て資金非課税取消申告書 記載要領等＞

日を記載してください。

- 6 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。